

◇国際会議報告◇

IFRS-IC 会議（2026 年 9 月）出席報告

公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計研究会委員

IFRS 解釈指針委員会委員

辻野 菜摘

1. はじめに

2026 年 9 月 16-17 日、IFRS 解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee：以下、「IFRS-IC」という。）がリモートで開催された。

2. 全体のスケジュール

議題は、アジェンダ決定案に係るコメントレター作成に関連する件は 4 件だった。新規案件が 3 件で、いずれも基準設定プロジェクトは不要と暫定決定され、パブリックコメントは 11 月 30 日までだ。

3. 議事概要

- (1) A P 2－2A 「個別にかつ企業の他の資源からおおむね独立してリターンを生み出す資産（IFRS 第 18 号『財務諸表における表示及び開示』）」（新規案件）

IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）第 53 項(c) に規定される「企業の他の資源から個別かつ概ね独立してリターンを生み出す資産」かどうか、企業がどのように評価するのかという質問であった。

IFRS 第 18 号 B46 項 (a)を適用すると、負債性投資や資本性投資などの金融資産は、概ね独立したリターンを生み出すと結論できる。IFRS 第 18 号 B48 項には、独立してリターンを生み出さない資産の例が例示されている。

IFRS-IC は、現規定が「他の資源から個別かつ概ね独立してリターンを生み出す資産」かどうか、十分な基礎を提供していると結論し、基準設定プロジェクトは不要と暫定決定した。

- (2) AP4 「残存価額の見積り（IAS 第 16 号『有形固定資産』）」（新規案件）

IAS 第 16 号「有形固定資産」（以下「IAS 第 16 号」という。）の有形固定資産の残存価格の見積りについての質問であった。

IAS 第 16 号第 6 項では、残存価格を、当該資産が耐用年数の終了時に予想される年数および状態にすでに達していると仮定した場合に企業が現在その資産の処分から得られると見込まれる金額から、処分費用の見積額を控除した金額と定義している。

IFRS-IC では、その他の将来の予想される動向が、企業が現在得られる金額に影響する範囲で、それを反映すると考えた。例えば将来予想される技術変化による資産が陳腐化する可能性がある場合、それが現在のその資産の価値に影響する可能性がある。

その他の将来予想される動向が、将来の価格にのみ影響する範囲では、その動向を反映しない。例えば、報告日から資産の耐用年数終了時までのインフレは、将来価格にのみ影響するものである可能性があり、それは反映しない。

IFRS-IC は、現規定が「その他の将来の予想される動向を反映する必要があるかどうかを企業が判断するための、十分な基礎を提供している」と結論し、基準設定プロジェクトは不要と暫定決定した。

筆者も、規定を読めばこのような結論になることに異論はない。ただし、インフレ率に大きな変化が想定される場合もあるために、このような仮定を反映するという手法のほうが、適切なケースもあるのではないかと意見しておいた。

(3) AP5 「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分投資の売却 (IFRS 第 9 号「金融商品」)」 (新規案件)

IFRS 第 9 号「金融商品」に従って、資本性商品への投資をその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定する選択をしている場合、売却時の価格と公正価値との差額を企業がどのように会計処理にするのか、その差額のみ純損益に認識すべきか、包括利益に計上するのかという質問であった。

差額も包括利益に認識するという手法をとるのが一般的であり、ほとんどばらつきがないことから、基準設定プロジェクトは不要と暫定決定した。

参考意見として、筆者からは、このような質問がある背景には、FVOCI を選択した金融商品を売却した場合に、実現損益がリサイクルされることがないことも影響しており、リサイクルをしない規定にしてしまった弊害ともいえると意見しておいた。

(4) AP3 「支配の再検討 (IFRS 第 10 号『連結財務諸表』)」 (既存案件)

投資先企業のガバナンス文書が変更された場合に IFRS 第 10 号「連結財務諸表」第 8 項に従って、企業が投資先に対する支配を引き続き有しているか再評価するべきかが質問であった。

3 月の委員会後に公表された暫定的なアジェンダ決定へのフィードバックについて討議した。IFRS-IC は、企業にはいかなる変更においても、適時に再評価することが期

待されており、企業が固有の状況を踏まえて判断すべきとの考えであり、基準決定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

4. 次回の予定

11月24－25日の予定である。